

三島市立中郷西中学校いじめ防止等の基本方針

平成26年9月26日策定
最終更新日 令和2年9月30日

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめ問題に対する認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・携帯電話やパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等のための組織（いじめ問題対策委員会等）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認していきます。

「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

しかしながら、いじめは「どの学校」にも、「どの生徒」にも起こり得ることから学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、常日頃から保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、中郷西中学校の全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ① いかなる場合であっても行動や言葉、態度等の「暴力」を否定する。
- ② いじめは、「いかなる理由があろうともいじめた方が悪い」そのうえで、被害者の立場を尊重し、問題解決に向けて誠意をもって取り組む。
- ③ いじめは、「人権侵害」であり、人として決して許される行為ではない。
- ④ いじめは、「どの学年、学級、どの生徒にも起こり得るもの」である。
- ⑤ いじめは、大人には気付きにくく、判断しにくい形で行われる。
- ⑥ いじめは、その内容如何により「犯罪行為」として取り扱う。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域の教育の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など生徒を取り巻くすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめの区分けとその対処

ア 一般的な暴力

いじめがエスカレートして「殴る、蹴る、脅す」などの行為が発生した場合は、「一般的な暴力」に相当する。

これは、刑法で禁じられている暴行罪や傷害罪、恐喝罪などに当たるため、いかなる場合であっても、警察等と連携して速やかに対処する。

イ 暴力を伴ういじめ

「暴力を伴ういじめ」とは、「行く手に立ちふさがる、靴やカバンを隠す、持ち物に落書きをする、殴るまねをする、殴るぞと口にする、軽く小突く、プロレスごっこと称して技をかける」などである。

これは、相手に不安や恐怖感、不快感を与える物理的な力を行使する行為で、乱暴な生徒によって行われることが多い。この場合、被害者の心理的苦痛は計り知れないので、速やかに対処する。

ウ 暴力を伴わないいじめ

「暴力を伴わないいじめ」とは、「悪口、冷やかし、からかい、うわさを広める、仲間外し、無視」などである。

これは、日常に起きるいじめであるが、被害者の心理的苦痛は個々によって違うので、相応に対処する。

ただし、これらのいじめを、「特定の生徒に対して執拗に繰り返す、長期にわたって繰り返す、集団で行う」などの行為が生じた場合は、被害者に心理的苦痛が蓄積され、深刻ないじめに発展する可能性があるため、先を見通して対処する。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ防止対策委員会」

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭（※当該学級担任）による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

定例の委員会は、年間3回、いじめ内容を含む生活アンケートを実施し、その後、

生徒と担任とで行われる「教育相談」後に実施する。また、必要に応じて、緊急に招集し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含め、委員会を開催する。

(1) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った生徒に対する指導及び支援
- ・ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・ 三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
- ・ その他いじめ防止に関わること

イ 「生徒指導部会」

校長、教頭、各学年の生徒指導担当職員、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、ソーシャルスキルワーカー（SSW）による週1回生徒の情報交換を行い「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。毎月、市教委にも報告し、必要な事例と判断された場合には、児童相談所や三島警察署・生活安全課の少年サポートセンターなどとも連携をして対処する。

ウ 「生徒指導情報交換」

毎週1回の全教職員による朝の打合せや、月1回の職員会議において、情報交換を行う。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり

「暴力を伴わないいじめ」が簡単に広がってしまう雰囲気が生じないように、いじめが広がりにくい、深刻化しにくい雰囲気を作る。

そのために、生徒のストレスを減らし、他人を攻撃したり、攻撃に同調したりすることがない、潤いに満ちた学校を作る。

授業や行事の中で、どの生徒も落ち着いていられる場所をつくり出す（居場所づくり）ことで、深刻ないじめが発生するリスクを抑えていく。

イ 絆づくり

「ストレスに負けない」「その憂さ晴らしに誰かを攻撃しない」と言える生徒に育つなら、いじめは減ると考える。

他人を攻撃しない強さや自信を生徒に持たせるには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠である。

そのために、全ての生徒に充実した集団体験を提供することが重要である。授業や行事の場面がそうした「絆づくり」の場となるようにしていく。

ウ 規律・学力・有用感

上記の「居場所づくり」と「絆づくり」を実現するためには、授業や行事の在り方を改善していく必要がある。

授業では、間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしない雰囲気づくりを基

本としていく。また、行事では、基本的な生活習慣や行動規律を育てていく。

そうした授業や行事の中で、生徒自らが主体的に物事に取り組み、その中で互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるために、全ての生徒が活躍できるような場面を意識的に作っていく。

エ 徳育の推進

中郷西中学校グランドデザイン重点の一つに「徳育」の実践を掲げ、積極的に取り組んでいる。具体例として道徳の授業を校長、教頭を含む全職員がローテーションで行い、直接生徒と関わる機会をもつ。一人の生徒に対して、多くの教職員が関わることで、様々な角度から生徒の道徳力を養う。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

(ア) 全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを心がけたり、「あれ、おかしいな」と思ったら声をかけ、話を聞くようにする。

(イ) 定期的実施する学年部会や生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、より多くの目で当該生徒を見守る。また、欠席したり、遅刻や欠席が多かったりする生徒に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。

(ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(エ) 年3回（5月※今年度は7月・10月・2月）の「学校生活に関するアンケート」と年2回（5月※今年度は7月・11月）の教育相談により、生徒の悩みや人間関係を把握し、「いじめゼロ」の学校づくりを目指す。

アンケートの作成にあたっては、生徒の意見を取り入れ、いじめが発見しやすい内容に改善していく。

(オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

(カ) hyperQ-Uや人間関係効果測定を活用によって学級の生徒の実態をつかみ、適切な支援方法を考え、対応していく。

イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任、部活顧問等だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(イ) 生徒と教職員の信頼関係のもと、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、事態の前後の状況を把握した上で、毅然とした態度で指導にあたる。

(ウ) 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

(エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。

(オ) いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭

と連携を取りながら、指導を行っていく。

(カ) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。

(キ) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

(ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。

(イ) 「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。

(ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対処

「重大事態」とは、以下の場合である。

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等)

○年間30日程度の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

○生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

これらの事態が発生した場合は、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。また、触法行為が見られた場合は、警察等の関係機関と連携していく。

(2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。

ア 学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

(4) いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

ア 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。

イ 関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。

(5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた生徒又はその保護者が

希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

(1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

(2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。

(3) いじめ対応の流れ

(4) いじめ対策の年間計画

(5) 関係機関と相談窓口

最終更新日 令和2年9月30日

～いじめ対応の流れ～

いじめ事案発生

発見 (被害生徒・友達・担任・教職員・保護者・外部機関・アンケート)

該当学年主任連絡

被害生徒に事情を聞く

管理職報告 ← **担任・主任・生徒指導担当で事実確認**

※市教育委員会
に報告 (以下、市教委)

被害生徒の意向の確認

加害生徒への聞き取り・指導

管理職報告 ← **被害生徒保護者への連絡**

加害生徒の保護者に連絡

加害生徒の謝罪

管理職・市教委報告 ← **同じ過ちを繰り返さない指導**

心のケア・生活の見届け・声掛け など

再発防止策の策定・問題共有

～いじめ対策の年間計画～

【一学期】

7月…生活(いじめ)アンケート、【教】いじめ防止対策委員会、
hyperQ-U、希望三者面談(1・2年)、三者面談(3年)

9月…生徒集会

10月…三者面談(1・2・3年)

【二学期】

10月…生活(いじめ)アンケート

11月…教育相談・人間関係づくりプログラム

【教】人間関係づくりプログラム効果測定ソフトの実施

12月…希望三者面談(1・2年)、三者面談(3年)

【教】いじめ防止対策委員会

2月…生活(いじめ)アンケート、【教】いじめ防止対策委員会

3月…生徒集会

※【教】…教員、【教・家】…教員と家庭

～ 関係機関と相談窓口 ～

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

【中郷西中学校】 055 - 977 - 4707

【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
----------	--------------

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番 (法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談 (三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンター三島分室 (三島警察署)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話 (東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
携帯サイト	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/